



27 循環第 546 号
27 大気第 528 号
平成 27 年 12 月 2 日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会 様

愛知県環境部長



石綿を含有する成形板等の取扱いについて（通知）

日頃は、本県のアスベスト対策の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 27 年 11 月 17 日付け環産発第 1511181 号及び環水大大発第 1511171 号で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長及び環境省水・大気環境局大気環境課長から、別添のとおり、石綿を含有する成形板等の取扱いについて通知がありました。

ついては、石綿含有成形板等の除去又は廃棄物処理を行う際は、下記マニュアルを参考に飛散防止の徹底及び適正な処理の確保を図るよう貴団体の会員へ周知していただきますことをお願い申し上げます。

記

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月）
〈URL〉 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/index.html>
- 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル
（環境省水・大気環境局大気環境課 平成 26 年 6 月）
〈URL〉 http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td_1403/index.html
- 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.02 版]
（厚生労働省 平成 27 年 3 月）
〈URL〉
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoku/nzeneiseibu/0000093998.pdf>

【廃棄物処理に関すること】

担当 資源循環推進課廃棄物監視指導室指導グループ
電話 052-954-6237

【解体作業に関すること】

担当 大気環境課規制グループ
電話 052-954-6215